

西都市告示第 196 号

条例の制定の請求について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による条例の制定の請求を受理したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条第1項の規定により、条例制定請求代表者の住所、氏名及び請求の要旨を次のとおり告示する。

平成27年11月16日

西都市長 橋田 和実



1 条例制定請求代表者の住所及び氏名

西都市聖陵町二丁目 44 番地	横田 欽一郎
西都市大字妻 1516 番地 1	岩見 晶臣
西都市大字南方 3327 番地	横山 邦夫
西都市大字南方 275 番地	仁科 俊一郎
西都市大字上三財 1359 番地 1	奥野 一夫
西都市大字三宅 9375 番地 2	松根 喜一郎

2 請求の要旨

西都市では、「食の拠点」（道の駅）整備計画につきまして、用地購入費等の予算が議決され、現在整備計画が進行している状況です。

用地購入の不調で一度頓挫した計画ではありますが、地権者からの陳情が

あったことから、計画変更の詳細な検討もされないまま、再度計画が進行しております。市民はその経緯について、知っている人は少ないのではないのでしょうか。西都の食や農産物及びその加工品等を市外に発信し、交流人口の増加を図ることで西都市全体の活性化につなげる一定の理解はできますが、十分な市民への説明もないこの強引な計画の進め方は、到底納得いくものではありません。

現在、市民は、給料や年金が上がらないうえ、消費税の上昇、物価の上昇で生活するのが精一杯の状況です。県内の他市町村は、中学校までの医療費の無料化など様々な生活支援を実施し、住民目線の政治を行っている所がたくさんあります。

無駄をなくすことを公約に市長になられた橋田市長が、6億円以上の経費を必要とするこの事業を、アンケート調査の実施も拒否し、強引に進めるのか理解に苦しみます。

私どもは、昨年12月議会に様々な市民の意見を反映した、当計画の再考を求める請願書を提出いたしました。結果は、ご存じの通り賛成少数で不採択となりました。議員は市民の代表であります。多くの市民が疑問を持っている当計画について、議員の方々が聞いていないはずはないと思っていました。市民の意見より、市長と同調する多数の議員が、派閥の論理を優先したとしか考えられません。

議会は市民目線に立ち、行政の行き過ぎた計画については、それを止めるのも大きな仕事であります。しかし、請願書の不採択、当計画の予算の可決を見ると、今の議会にはそれを期待することは出来ないと理解しました。

議会でこの計画を止めることが不可能なら、直接請求による住民投票でしか、多くの市民の意見である当計画を中止させる手段がないと考えました。

以上のことから、(仮称)西都市食の拠点(道の駅)整備計画及びこれに係る市費の支出の賛否を問う住民投票条例の制定を求めるものです。

